

議案第 6 5 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和 6 年 3 月 5 日午後 6 時ごろ、渋川市有馬 1 0 3 0 番 3 地先市道 1 - 2 1 1 2 号線において、渋川市有馬 1 0 3 1 番地株式会社 N B K 社員の運転する小型貨物車（群馬 4 0 0 ぬ 1 3 4 所有者同社代表取締役狩野広志氏）が西に向かって走行し、市道 1 - 2 1 1 1 号線に進入するため左折したところ、右前輪により横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、車両底部が破損したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定による和解及び同項第 1 3 号の規定による損害賠償の額を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 渋川市有馬 1 0 3 1 番地

株式会社 N B K 代表取締役 狩野広志

- （１） 甲は乙に対し、損害賠償額 1, 0 3 4, 7 2 0 円を支払う。
- （２） 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

1, 0 3 4, 7 2 0 円